

○船舶からの通信を受信した病院担当者は、船員の症状に応じて診療担当の医師へ連携し、助言を行っている。

○本資料は、本事業に携わる病院担当者や医師に向けて、無線医療の趣旨・意義・必要性・留意事項等の理解を促進するよう、東京高輪病院と横浜保土ヶ谷中央病院へ配布している。

無線医療助言事業について



全国健康保険協会
船員保険

無線医療助言事業とは

無線医療助言事業とは、「2006年の海上の労働に関する条約」に基づき、海上のすべての船舶に無線による医療助言を昼夜を問わず24時間体制で行う無料サービスである。

◆無線による医療助言とは

航海中に乗組員が病気やけがをした場合、船内における救急処置や患者の取扱いについて、陸上にある特定の医療機関に無線通信により患者の症状その他の情報を送信し、専門の医師に助言を求め、医師から応急措置の助言や指示を受けること。

無線医療助言について

- ◆「2006年の海上の労働に関する条約」において、締約国は、国内法令において、次の要件を定めることとされている。
 - ▶ 海上における船舶に対する無線又は衛星通信による医学的助言が1日に24時間利用することを確保する。
 - ▶ 医学的助言は、旗国のいかんを問わず、すべての船舶が無償で利用することができる。
- ◆ 我が国においては、全国健康保険協会が船員保険法に基づく福祉事業（東京高輪病院及び横浜保土ヶ谷中央病院に委託して実施）として、一般社団法人日本海員掖済会が定款等に基づく事業として、無線医療助言事業を実施している。

海上労働の特殊性

●独立した危険共同体

- 船舶は、台風・高波・うねりなどの気象・海象による自然条件にさらされており、これらの海上危険に対しては、原則としてはただ独力をもって対応するしかない。(船舶の孤立性)

海上労働は、この孤立した危険共同体のなかで、展開されるものである。

●離家庭・離社会性

- 船舶は、長期にわたり陸上を遠く離れて海洋を航行することから、家庭や社会から切り離される。
このため、海上労働への参加は、一般社会から切り離された生活共同体への加入を強制されるという特殊性がある。

●自己完結性

- 船員は、他の交通労働者と同様に直接的手段である船舶とともに移動(乗務)するが、その交通路が海洋であるため、かなり長期の移動(乗船)となる。この間、陸上から人やモノの援助を受けることができない※ため、船員は、その労働・生活を自己完結的に行わなければならない。

また、船員は労働終了後も船舶を離れられるわけではないため、乗船中の全期間において、広範多岐にわたる知識・技能を労働能力として保持することがもとめられる。

※陸上からの援助が受けられない主なもの: 電気、水道、ガス、警察、消防、医療、食料、輸送、携帯電話、インターネット

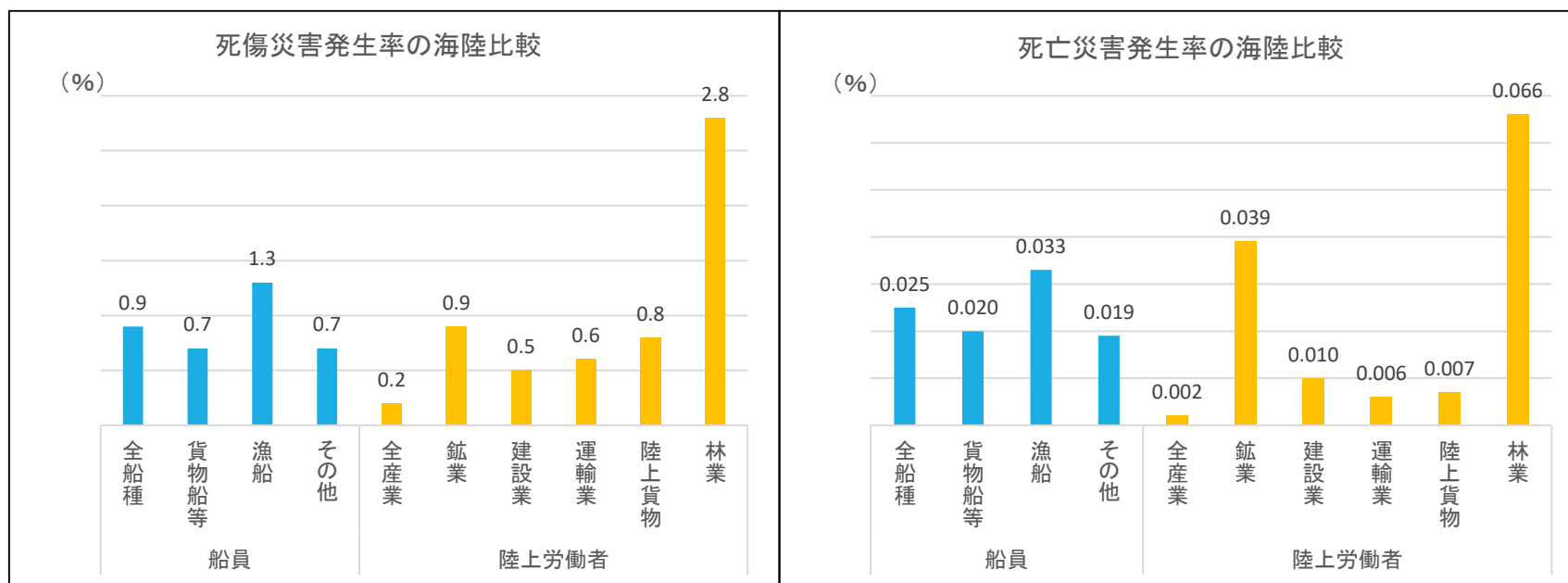
※国土交通省 第1回「船員の健康確保に関する検討会」資料からの抜粋

船員にとっての無線医療助言事業

- ◆無線医療助言事業は、前頁の船員の労働の特殊性(厳しい自然条件の下、長期にわたり陸上を離れて移動することに伴う特殊性)を踏まえて行われている。
- ◆医療へのアクセスが制限されている中、船員にとって、かけがえのない事業として評価されている。

船員災害の発生状況

(1) 死傷災害の陸上他産業との比較(H25～27年度平均)



- ※ 陸上労働者の災害発生率(歴年)は、厚生労働省の「職場のあんぜんサイト」で公表されている統計値から算出
- ※ 陸上労働者と比較するため、休業4日以上災害発生率を採用している
- ※ 「貨物船等」とは、貨物船・油送船・LPG船・専用船・コンテナ船・旅客船を指す
- ※ 「その他」とは、官公庁船・曳船・はしけ・起重機船・ガット船・その他の船舶を指す

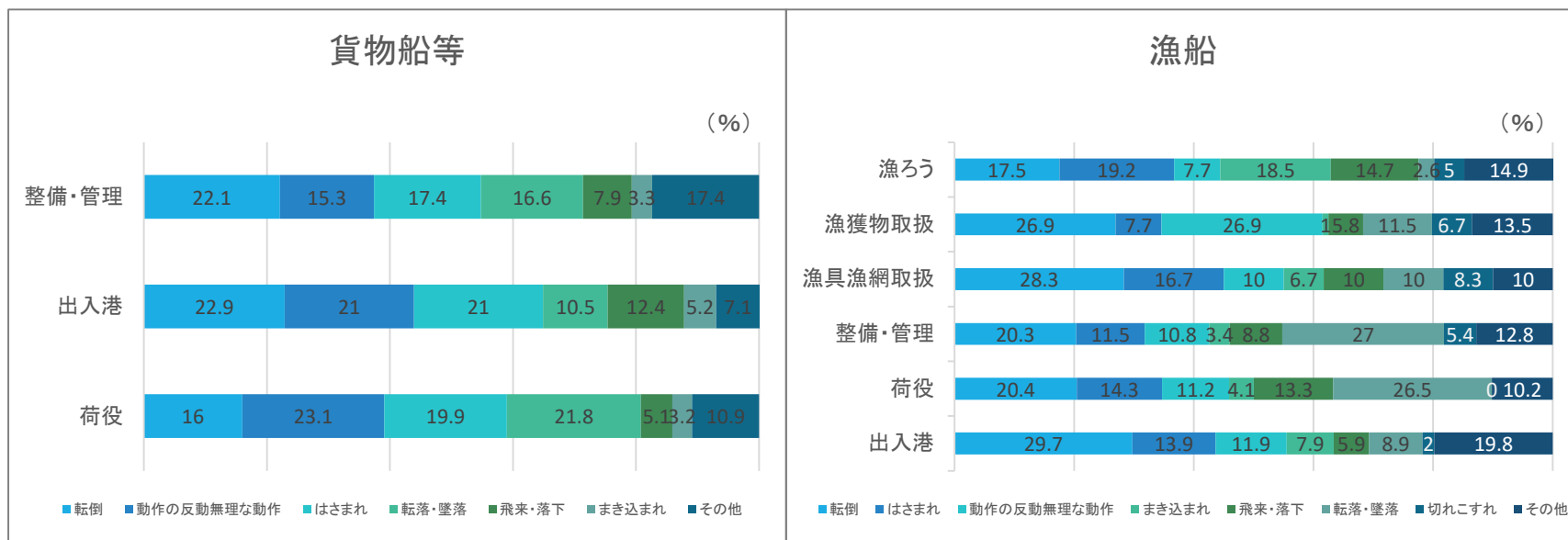
資料：第11次船員災害防止基本計画(船員災害疾病発生状況報告に基づく分析)4ページ

(2) 業種別災害発生状況(H25～H27年度平均)

	合計			貨物船等			漁船		
	種類	人数	割合	種類	人数	割合	種類	人数	割合
1	転倒	136	21.0%	転倒	68	22.4%	転倒	68	19.8%
2	はさまれ	103	15.9%	動作の反動無理な動作	52	17.0%	はさまれ	53	15.4%
3	動作の反動無理な動作	92	14.1%	はさまれ	50	16.4%	動作の反動無理な動作	40	11.6%
4	転落・墜落	81	12.4%	転落・墜落	45	14.7%	飛来・落下	39	11.3%
5	飛来・落下	63	9.8%	飛来・落下	24	8.0%	まき込まれ	36	10.5%
6	まき込まれ	46	7.1%	まき込まれ	10	3.3%	転落・墜落	36	10.4%
7	切れこすれ	27	4.1%	切れこすれ	10	3.3%	切れこすれ	17	4.8%
8	激突され	20	3.1%	海中転落	9	3.0%	激突され	14	4.2%
9	海中転落	19	3.0%	海難	8	2.5%	激突	13	3.7%
10	激突	18	2.8%	激突され	6	1.9%	海中転落	10	3.0%
11	海難	15	2.3%	激突	6	1.9%	海難	7	2.1%
12	その他	28	4.4%	その他	17	5.7%	その他	11	3.2%
	合計	649		計	304		計	345	

資料: 第11次船員災害防止基本計画(船員災害疾病発生状況報告に基づく分析)6ページ

(3) 死傷災害発生時の作業種別、災害種別発生状況



- 整備・管理・・・機械・器具・用具等の整備・修理、船内の清掃片付け、さび落とし、塗装等作業
- 漁ろう・・・水産物を採捕することを目的に漁具・漁網を海中に設置又は投下し、それを引き上げ、漁獲された水産物の漁具・漁網からの取外しまでの作業
- 漁獲物取扱・・・箱詰、選別又は鮮度保持上の氷蔵、冷凍処理、すり身加工等作業
- 漁具漁網取扱・・・漁具・漁網の修理、整理又は格納庫等への搬入・搬出等作業

※船員災害疾病発生状況報告の分類による。

資料：第11次船員災害防止基本計画（船員災害疾病発生状況報告に基づく分析）6ページ、7ページ、8ページ

船員保険無線医療助言事業の実施状況

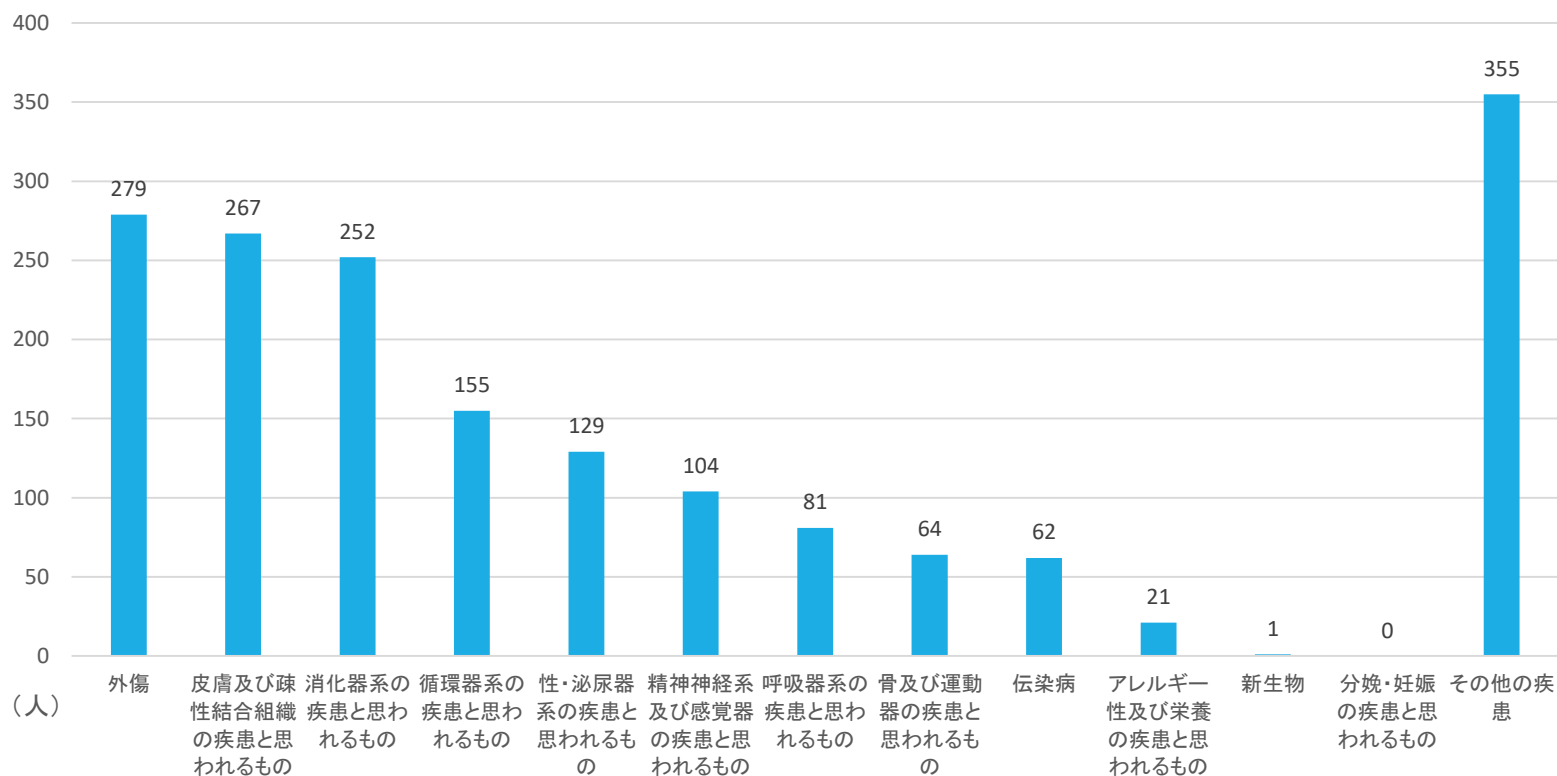
(1) 年度別無線医療助言取扱実績数(平成21年度～令和元年度)

区 分		年 度 別										
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
日 本 船	船員数(人)	408	396	338	386	407	357	370	369	338	300	233
	通信数(通)	1044	960	917	955	1008	794	910	772	718	665	471
外 国 船	船員数(人)	21	22	31	32	27	55	54	81	113	154	250
	通信数(通)	41	52	57	70	80	119	164	160	262	395	669
合 計	船員数(人)	429	418	369	418	434	412	424	450	451	454	483
	通信数(通)	1085	1012	974	1025	1088	913	1074	932	980	1060	1140

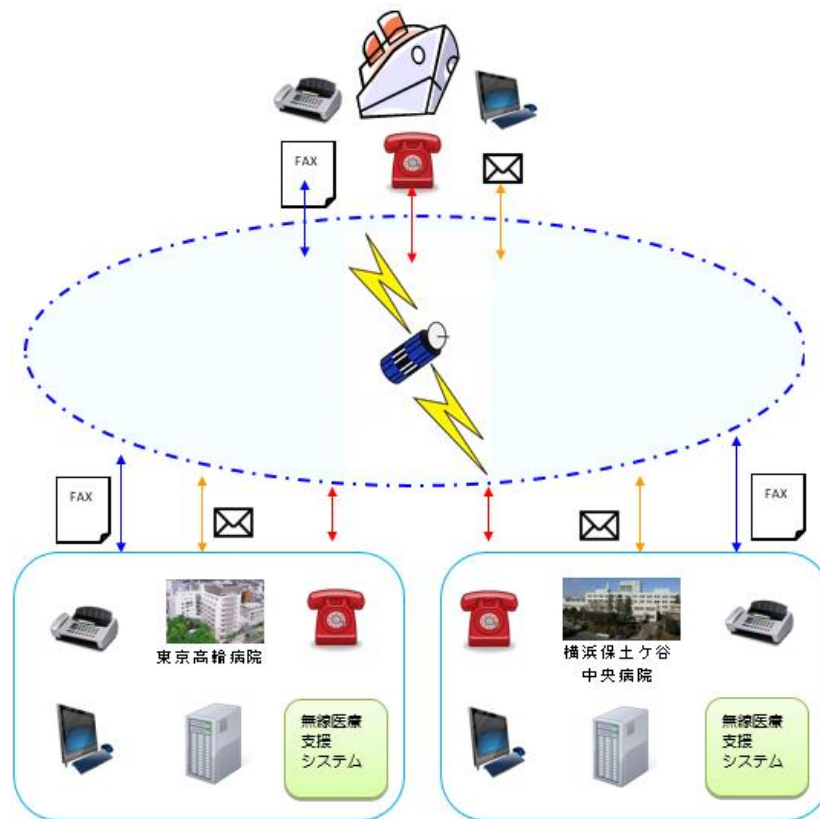
(参考) 1人あたりの平均通信数

日 本 船	2.56	2.42	2.71	2.47	2.48	2.22	2.46	2.09	2.12	2.22	2.02
外 国 船	1.95	2.36	1.84	2.19	2.96	2.16	3.04	1.98	2.32	2.56	2.68
全 体	2.53	2.42	2.64	2.45	2.51	2.22	2.53	2.07	2.17	2.33	2.36

(2) 病類別無線医療助言取扱実績数(平成27年度～令和元年度)

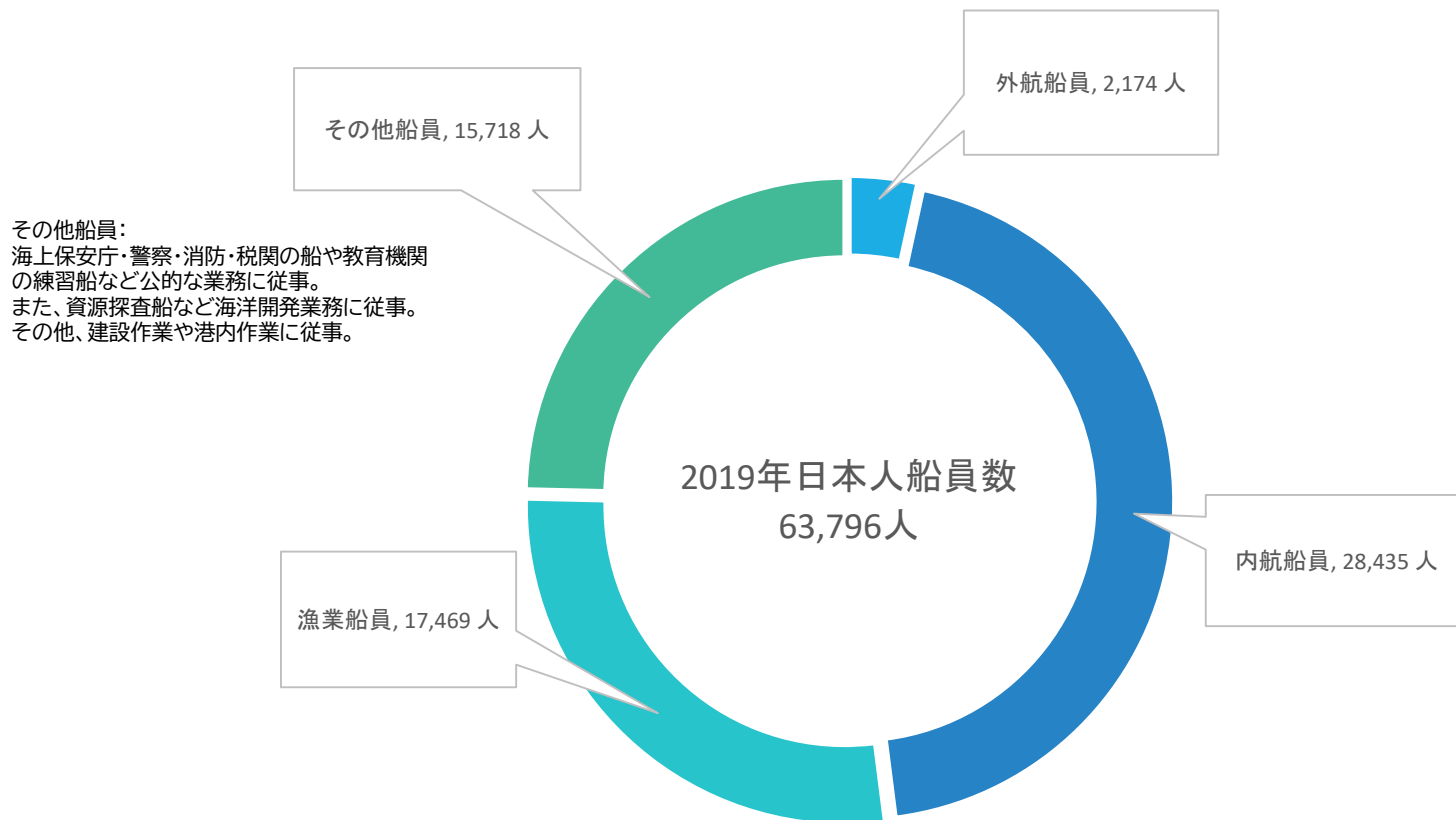


(参考) 無線医療支援システムの概要



(参考) 船員数

※2019年10月1日現在、我が国の船舶所有者に雇用されている船員(外国人を除く。)の数



出典:海事局調べによる。